

税務研修会開催!!

女性部会

令和7年2月13日木曜日、久慈法人会2階会議室にて第2回税務研修会が行われました。今年度は確定申告前のお忙しいところ、久慈税務署長 菅原守 様、総務課 佐々木 様をお迎えし、菅原税務署長 様より「伝統的な酒造り」のユネスコ無形文化遺産の登録について講話をしていただきました。

お酒と税務署?と意外に思うかも知れませんが、実は酒類を製造・販売しようとする場合、製造場・販売場を管轄する税務署長の免許を受けなければならないと定められており、酒類の消費量や地理的表示等は国税庁によってすべて管理されているとのことです。

そこで、今回はこうじ菌を使った「伝統的な酒造り」のDVD視聴後、登録に向けた取り組み、登録基準、登録要件、提案の概要等の説明を受け、過度な商業化等は避けなければならないなど無形文化遺産条約があることのお話もいただきました。

その後、冷酒と熱燗のどちらが酔いやすいか、痛風にならないためには等々ニューモアがある質問が出され、やはりお酒は適量で飲むのが良いのではと、和やかな雰囲気懇談が行われました。菅原税務署長様、佐々木様、大変お忙しい中ありがとうございました。



みんなでにっこり記念撮影

お忙しい中ありがとうございました

